

# 処 分 基 準

B-r-12

令和6年4月1日作成

法 令 名： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 拠 条 項： 第25条第2項第2号

処 分 の 概 要： 自動車運転代行業に対する営業の停止命令

原権者(委任先)： 愛知県公安委員会

法 令 の 定 め

- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令  
・第5条(営業停止の基準)

処 分 基 準： 別紙のとおり

問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部交通指導課指導企画係

電話 (052) 951-1611 内線 5125

備 考：